

平成 28 年度
事業計画書

社会福祉法人 春喜会
特別養護老人ホーム せせらぎ
短期入所生活介護 せせらぎ

目 次

I.	はじめに	2
II.	経営理念	2
III.	経営方針	3
IV.	利用者の処遇について	4
V.	年間（週間）予定	9
VI.	サービス提供計画	15

法人本部

I. はじめに

全国的に少子高齢化が進む中、陸沢町におきましても高齢化が進み平成27年3月1日現在、65歳以上の人口の占める割合（高齢化率）は、35.2%となり3年前と比較すると3.9%上昇している状況であります

介護が必要になった高齢者の方に家庭的な環境を提供し、暖かみがあり親しみのあるケアを通して、社会福祉に貢献できる施設にしたいと考えています。そのためには、高齢者お一人おひとりの人格を尊重し、その尊厳を大切にしてケアを実践していくことであると思います。そのようなケアを通じて入所者の個を優先し、高齢者お一人おひとりが自分の居場所だと思える場を提供したいと願っています。

II. 経営理念

- 利用者一人ひとりの尊厳を擁護し、「安心した生活・生きがいのある生活」をおくことができるよう支援いたします。
- 職員一同、「常に向上心を持って業務にあたり質の高い福祉サービスを提供」できるよう努力いたします。
- 利用者に提供する福祉サービスは「幅広い視野を持って考えよりよい施設づくり」に励みます。
- 利用者と職員、そして地域が共に分かち合い、共に幸せである環境作りを目指します。

III. 経営方針

1. 利用者の基本的人権を尊重し、自立生活を支援します。
2. 利用者本位の安全で質の高いサービスを提供し、生活の質の向上に努めます。
3. 地域との結びつきを深め地域社会の一員として支えあうことのできる施設づくりを目指します。
4. 利用者家族に納得していただけるサービスを提供します。
5. 情報公開を積極的に行い、透明性のある運営を行います。
6. 効果・効率を考えた運営をし、経営の安定に努めます。
7. 個人情報の保護とその適正な運用に努めます。

特別養護老人ホームせせらぎ

短期入所生活介護せせらぎ

IV. 利用者の処遇について

介護保険下で、社会福祉全体が大きな変動の時代を迎え、時代に則した介護を進めなければと思っています。看取り介護について、各部署共々普段から知識を身につけ、十分な対応ができるよう心構えを持ち、Dr やナースの指示を受けながら終末期ケアに尽力していかなければならない。

また職員一同が、きめ細やかな処遇の実践をしていかなければならない。

利用者様は、病気、老化等の原因により心身機能の虚弱化が進行しており、個々により差もあります。このような中でも残存機能の維持、機能低下防止に努め、個々のプライバシー保護を基本とした介護を行い、利用者様が楽しく明るい生活が送れるように生きがい活動、屋外活動などを取り入れ、可能な限り、利用者様本人本位のサービスを支援していく。

また拘束については認知症の利用者様が多くなる中でご本人様やご家族のご理解を得た上で、安全を第一に、健康面や衛生面も配慮し、他部署との連携を図りながら、日々の対応に努める。

(1) 食事介助について

- ・毎日の生活の中で食事は大きな楽しみとなっている。
- ・食事については栄養、調理を含め、利用者様がおいしく、安心して食べる事ができる環境作り(雰囲気作り)に努める。
- ・利用者様個々の障害に合わせた介助方法、介助器具(自助具)の活用で自力摂取ができるよう支援していく。
- ・また自力摂取不可能な利用者様についてはマンツーマンで時間をかけた介助を行い、食欲が無い(食欲不振)利用者様には好みの物を提供、嚥下困難な利用者様については細心の注意を払い介助していく。
- ・また個々の食事状況、摂取状況の把握に努め、健康管理につながるよう支援していく。
- ・衛生面にも配慮をし、食事前後の手洗い、口腔ケアにも注意し、楽しい食事行えるように支援していく。

(2) 排泄介助について

- ・排泄介助について利用者様のプライバシー保護、介助の言動に注意を図り、自立に向けたトイレでの排泄が行えるよう支援していく。
- ・オムツを使用する利用者様については、定時、随時排泄を心がけ、心身の状況に応じた介助を行う。
- ・また排泄器具等は状態に応じた器具の選択を行い、利用者様本人にとって無理のない介助方法を取る。
- ・オムツ外しに関しては、座位可能な方は定時、随時のトイレ誘導を行い、自然に排泄が行えるよう心がける。
- ・また各個人の排泄リズムを把握して個別対応に努め尿漏れ等の軽減を図れるよう支援を行っていく。
- ・夜間については利用者様が安眠出来るよう、利用者様各自の状態を把握し、排泄介助を行っていく。
- ・トイレ誘導の際、介助は日常生活動作の支援につながるように心掛け、排泄、排便の量、色、匂いに留意し、健康状態の把握に努める。

(3) 入浴介助について

- ・入浴は衛生面、健康管理の面からも大切である。
- ・利用者様の心身の状態に合った入浴方法を行い、安心、安全に入浴を行い利用者様に安心して入浴頂けるよう注意を払う。
- ・入浴が利用者様の楽しみに、そして気分転換になるよう工夫をし、支援を行っていく。
- ・入浴については週2回を原則とし、病気、怪我等の理由で入浴出来ない、やむを得ない利用者様については清拭等の介助を行い清潔を保てるよう支援していく。
- ・また入浴中の環境整備、プライバシー保護、脱衣所、浴室の温度調整、入浴後の水分補給にも配慮を行う。
- ・また入浴時には医療（看護課、嘱託医）と連携を取り全身状態の観察に努め薬の塗布等の治療を行っていく。

(4) 移動介助について

- ・心身の機能の低下に伴い、車椅子使用の利用者様が多い。
- ・離床を基本とし、食事、配茶時には寝食分離に心がけ、利用者様本人に合わせた離床を行っていく。
- ・車椅子に離床する事でリハビリにも繋がる。

- ・移動介助は施設での生活リハビリにも繋がる事から、日々の介助方法に留意しつつ利用者様ご本人に合わせた車椅子、歩行器、補助具の使用を促す。
- ・移動時には残存機能の活用を心がけながら介助を行い、自力で行えるよう支援していく。
- ・移動時の転倒、打撲などに注意を払い、常に声かけを忘れず利用者様ご本人に無理のない介助を行い、事故防止に努める。

(5) コミュニケーションについて

- ・利用者様は高齢であることから一般的にコミュニケーションが取りにくい事が多い。言語、聴力の低下がみられる事が多く、認知症の場合はその障害に対する理解が必要となる。その為介護者はコミュニケーション能力についての予備知識を持ち、専門職との連携を取り少しでも有効なコミュニケーションを取れるよう努める。

(6) 問題行動について

- ・問題行動は心身の不安、異常性格、認知症により発生する。
- ・その行動は他の利用者様にも影響があり、問題の多くは徘徊、不穏興奮、暴力行為、夜間せん妄、睡眠障害、不潔行為等に見られている。これらについては対応が困難な場合が多く、基本的には受容、共感の心で接する事が大切である。利用者様ご本人が一日を快適に楽しく過ごして頂けるような環境を作る事が大切である。

(7) サービスの質向上について

- ・施設生活は、ご本人がこれまで生活して来られた背景、生活習慣に十分配慮し、自身の生き方が尊重されると共に、不安のない日常生活が保障され、初めて成立します。よって老いの不安を抱える高齢者の心理特性を理解し、個別ケアを目標に、きめ細やかな支援に努め、自己評価、利用者評価、第三者評価に積極的に取り組み、サービスの質を改善するように努めます。
- ・個々のサービスの標準的な実施方法を文書化し、サービスを提供します。職員が共通の認識を持ってサービスにあたり、安全性を含め一定のサービス提供を確保出来るよう努めます。
- ・標準的な実施方法を含め、一定のサービス水準を確保した上で、それぞれの利用者の個別化を行います。利用者のサービス提供の個別化にあっては、サービス実施の留意点やプライバシーへの配慮、使用する設備、福祉機器等、個々の場面において業務手順書として文書化します。標準的な実施方法は、定期的に見直しをする仕組みを確保し、福祉サービスの向上に、職員共通の

認識を持ち、サービスの質に関する検討を継続して実施します。提供する福祉サービスの検討は月に1回『福祉サービスのあり方検討会』において実施します。標準的な実施方法については、毎年12月の検討会実施時に当該年度の見直し・検討を行い、3月末に次年度版として改訂いたします。

(8) 利用者本位の視野に立った具体的サービス内容

- ・介護サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、施設サービス計画によるサービスの目標を念頭に置いて行う事が基本であり、自立している機能低下が生じないようにすると共に、残存機能の維持向上が図られるように、適切な技術をもって介護サービスを提供し、必要な支援を行います。
- ・利用者様のリネンに関しては清潔保持の為、最低週1回はシーツ交換を行います。汚れた場合や希望時は直ぐに交換します。
- ・アセスメントにあたっては、利用者様及び家族の方に面接を行います。この場合にご利用者様やそのご家族との間の信頼関係、協働関係の構築が必要であり、面接の趣旨を十分に説明し理解を得るようにします。
- ・計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画が利用者様の生活に直接影響する重要なものであることを認識し、サービス計画原案を作成します。計画原案はアセスメントの結果を専門的見地に基づき、家族の希望を勘案した上で、実現可能なものとします。施設サービス計画原案は利用者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針ならびに生活全般の解決すべき課題に加えて、機能訓練、看護、介護、食事、入浴、排泄などの各種サービスに係る目標を具体的に設定し記載します。
- ・施設サービスについて、利用者個々の長期的な目標及びそれを達成する為の短期的な目標を立て、それらの達成時期には、計画及び提供したサービスについての評価を実施するようにします。
- ・介護支援専門員は、施設サービスの担当からなるサービス担当者会議を開催し、専門的な見地から意見を求め調整を図ります。担当者は、介護支援専門員、相談員、看護師、介護士、栄養士などが担当します。
- ・施設サービス計画の作成後において、利用者、家族、サービス担当者と継続して連絡調整を行い、継続的なアセスメントを含むモニタリングを実施します。
- ・利用者の解決すべき課題の変更がある場合においては、施設サービス計画の変更を行うこととします。
- ・モニタリングは、利用者的心身の状況に応じて定期的に面接して実施し、記録に残しておきます。

(9) 相談・苦情への考え方と取り組みについて

- ・当法人では、事業所ごとに苦情相談窓口を設け、担当者を選定します。
- ・その窓口と連絡先などを契約時、重要事項説明書に明記するとともに施設内にも、掲示し分かりやすく話しやすい体制作りを行います。
- ・また受付られた苦情に関しては、迅速に苦情相談窓口担当者に報告します。
- ・さらに苦情相談窓口担当者と共に施設長、介護支援専門員、相談員、介護職、看護職、事務職に報告し、苦情に対する問題点を共有化します。
- ・内容に関しては対応マニュアルにより迅速な対応と問題解決に取り組みます。

(10) 消防計画及び消防訓練の取り組みについて

- ・防災への対応（計画・訓練・非常災害の隣の近隣住民との連携体制）平成23年3月11日に発生した、東日本大震災では、大地震・大津波による被害と福島第一原発の事故という二つの供給不足から、計画停電の対策を迫られ、障害者、高齢者に取って安心した生活に不安をもたらす事態となりました。
- ・今後の再発を想定し、利用者様や家族、更には施設機能を生かした地域住民への災害時体制を整備する事が社会福祉法人の使命と考え、日頃より地域の自治会、消防と連絡・連携し非常災害時に備えます。

(11) 防災への対応策・災害時の具体的な取り組み等

- ・建築基準法、消防法に定められた初期消火及び延焼の防止に配慮した構造（スプリンクラー、不燃材料等の使用、防火区画の設置）火災の早期発見及び通報等の自動火災報設置、通報装置、避難訓練の為の非常口、避難誘導灯、非常用通路確保などの整備を行います。
- ・水害浸水想定として、電気設備やキューピクル等の水害に影響のある設備については施設の高い所へ設備整備します。
- ・停電時の対策として最小限必要な照明、空調設備、緊急呼び出し（ナースコール）、非常放送、酸素、吸引装置、電話等連絡装置、PC機器システムが最低4時間使用可能となる非常電源発電装置を整備します。
- ・防火管理者を中心とし、通報、避難、消火、避難誘導訓練を年3回以上（うち1回は夜間又は夜間想定）実施いたします。また災害時、多くの職員を動員できるよう日々、緊急連絡網の確認、緊急招集訓練、緊急連絡訓練を実施します。

V. 年間（週間）予定

①年間会議予定

会議名	日 程	議題 内容等	参加者
全体会議	毎年3月 (必要時)	自分の事業所は今年度何を目標に何を具体的に実地していくのか他部署に伝える	全職員
経営会議	毎月1回 必要時随時 3ヶ月に1回 総括会議	法人全体の経営についての検討	理事長 施設長 副施設長
リーダー会議	毎月1回 必要時随時 3ヶ月に1回 総括会議	法人全体の経営について業績の確認と改善策の検討 「福祉サービスのあり方検討」	施設長 副施設長 介護支援専門員 相談員 各ユニットリーダー [*] 看護主任 栄養士 事務主任
ユニットリーダー会議	毎月1回 必要時随時 3ヶ月に1回 総括会議	全入居者の状態を常に把握し各ユニット間の連携を密にし処遇改善に努めていく	副施設長 介護支援専門員 相談員 各ユニットリーダー [*] 看護師
看護師会議	毎月1回 必要時随時 3ヶ月に1回 総括会議	利用者及び職員の処遇上、身体上の問題事項の分析検討、衛生管理	看護主任 看護師
栄養会議	毎月1回 必要時随時 3ヶ月に1回 総括会議	口腔機能維持訓練 食環境の整備 個々の食事環境及び状態の評価	介護支援専門員 栄養士 調理師

事務会議	毎月1回 必要時随時 3ヶ月に1回 総括会議	事務について諸問題の検討 改善	施設長 (副施設長) 介護支援専門員 相談員 事務員
給食会議	毎月1回 必要時随時 3ヶ月に1回 総括会議	日々の献立の分析、検討及び改善、特別食の検討 経営的視点からの分析	施設長 副施設長 栄養士 調理師
サービス担当者会議	随時	利用者についての検討 ケアプランの見直し 諸問題についての検討	(施設長) (副施設長) ユニットリーダー 各ユニット職員 看護職員 栄養士 介護支援専門員 相談員

②年間委員会予定

委員会名	日 程	議題 内容等	参加者
身体拘束・虐待防止利用者尊厳委員会	毎月1回 必要時随時 3ヶ月に1回 総括会議	・身体拘束廃止を目指し検討 実地に努める ・虐待防止についての職員間の連携を図り虐待防止に努める ・利用者の尊厳を誇示し、プライバシーを厳守	☆小池 砂塚 田中 中村道 羽田 矢代
施設防災 サービス環境委員会	毎月1回 必要時随時 3ヶ月に1回 総括会議	・施設の環境整備についての検討、物品購入等の検討 ・安全安心に暮らす事の出来る生活空間作り。防災全般安全対策	☆高仲 朝倉 枝川 市原茜 大熊 佐久間

事故防止委員会	毎月1回 必要時随時 3ヶ月1回 総括会議	・事故及びひやりはっとの防 止策、事故処理後の迅速な 対応等の検討	☆森川 増山 花澤 市原由 館内 中村未
感染症・褥瘡・衛 生委員会	毎月1回 必要時随時 3ヶ月に1回 総括会議	・施設内での感染対策に努め る ・職員の意識向上に努める ・入居者の褥瘡防止に努める ・知識向上を図り発生を防ぐ	☆糸久 古山 戸田 小倉 幸保 唐鎌 磯野 木村
広報・ボラ・行 事委員会	毎月1回 必要時随時 3ヶ月1回 総括会議	・行事の企画、運営 ・広報誌の発行 ・ボランティア団体との連携 ・出来る限り長く社会との接 点を保てるような行事等 の企画作り	☆大崎 公文 田原 高仲 高野 古川

☆責任者

③年間各検討会予定

検討会内容	日 程	議題 内容等	参加者
機能訓練 (リハビリ)	毎月1回 必要時随時 3ヶ月に1回 総括会議	・生活上における動作等の 維持、回復の為の実践的 なリハビリの維持 ・個々のADL状況の把握 ・個別的な生活における機能 訓練の実施 ・集団的なレクリエーション 等を踏まえた機能訓練の 実施 ・個々の機能回復状況の評価	☆砂塚 朝倉 幸保 中村道 枝川 佐久間
排泄・入浴	毎月1回 必要時随時 3ヶ月に1回 総括会議	・オムツアンダー30% (昼夜)達成 ・快適な排泄環境の検討 ・排泄週間の実地 ・個々の排泄状況の評価 ・安心安全な入浴の実施検討	☆田原 小池 市原由 花澤 羽田 矢代 中村未

		<ul style="list-style-type: none"> ・個々の入浴に対する嗜好の把握 ・季節ごとの入浴イベントの検討 ・福祉用具の選択及び検討 	
食事	毎月1回 必要時随時 3ヶ月に1回 総括会議	<ul style="list-style-type: none"> ・おいしく、安全で満足のできる食事提供の検討 ・個々のADL状況把握 ・嗜好調査 ・イベント食事会の立案・実施 	☆石井 岩瀬 戸田 小倉 磯野 押田
住まい環境整備 レクリエーション	每月1回 必要時随時 3ヶ月に1回 総括会議	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的かつ主体的に生活できるユニット・個室生活空間作り ・より家庭的な環境に近づける為のユニット・個室空間作り ・利用者の生きる力を支える生きがいレクリエーション活動支援 ・個々の利用者の趣味、習慣の把握 ・個々の利用者の意思を尊重し主体的に出来る場の構築 	☆大崎 森川 田中 木村 増山 唐鎌 館内

☆責任者

④年間防災訓練計画予定

月	訓練等	対象者	内 容
4	緊急連絡網訓練	職員	参集手段
5	夜間想定避難訓練	職員	火災想定・避難誘導・消化・通報

6	自衛消防訓練	職員・利用者	総合訓練（避難・通報・消火）
7	救急処置訓練	職員	心肺蘇生法・AED
8	送迎時災害対策訓練	職員	災害時(地震等)
9	救急処置訓練	職員	心肺蘇生法・AED
10	地震想定避難訓練	職員・利用者	地震・避難誘導・各自の役割
11	緊急処置訓練	職員	心肺蘇生法・AED
12	自衛消防訓練	職員・利用者	総合訓練（避難・通報・消火）
1	救急処置訓練	職員	心肺蘇生法・AED
2	地震想定避難訓練	職員・利用者	地震・避難誘導・各自の役割
3	自衛消防訓練	職員	総合訓練（避難・通報・消火）

・防災訓練における反省・改善案は、終了後速やかに行うものと致します。

⑤週間予定表

	午前	午後
月	入浴 うめ ふじ あじさいユニット	入浴 うめ ふじ あじさいユニット
	ユニット日課	ユニット日課 ユニット行事 歯科往診
火	入浴 もみじ すずらん あじさい ユニット	入浴 もみじ すずらん あじさい ユニット
	ユニット日課 理髪	ユニット日課 ユニット行事 理髪
水	入浴 さくら ユニット	各種会議
	ユニット日課	委員会会議
	苑内ショッピング	検討会
		ユニット日課
木	入浴 うめ ふじ あじさいユニット	入浴もみじ すずらん あじさい ユニット

	ユニット日課	ユニット日課 ユニット行事
金	入浴さくら ユニット	嘱託医 回診
	ユニット日課	各種会議
		委員会会議
		検討会
		ユニット日課
土	入浴うめ ふじ あじさい ユニット	入浴うめ ふじ あじさいユニット
	ユニット日課	ユニット日課 ユニット行事
日	環境整備	環境整備
	ユニット日課	ボランティア来所
		ユニット日課

- ・ショートユニット(あじさい)の入浴は隨時

VI. サービス提供計画

①介護保険給付によるサービス

項目	サービスの内容
施設サービス計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> 包括的自立支援プログラムをアセスメントツールとして使用し、国の定めるサービス計画を使用します。
食事	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士が管理を行い、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 食事時間 <ul style="list-style-type: none"> 朝食 8：00～9：00 昼食 12：00～13：00 夕食 18：00～19：00 ※希望される時間に提供することも可能です。 利用者の自立支援の為、離床して共同生活室にて食事をとつて頂くことを原則としていますが、ご本人の希望があれば居室内にて提供することも可能です。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 週2回以上行います。ただし、利用者の身体状態に応じてやむを得ない場合のみ清拭となることがあります。 利用者の心身の状態や意向に応じて機械浴槽や普通個浴浴槽で入浴できます。
介護	<ul style="list-style-type: none"> ご希望や状況に応じ、適切な介護サービスを提供します。 寝たきり防止の為、可能な限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 清潔な寝具を提供します。 シーツ交換は、週1回行います。ただし、必要な場合はその都度交換致します。 枕カバー、包布交換は、週1回行います。ただし、必要な場合はその都度交換致します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> 利用者およびご家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員と医療機関との連携により、利用者に対し、24時間

	の連絡体制を確保し、かつ必要に応じて健康等の管理及び、服薬等の管理を行う体制を確保いたします。
--	---

②介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容	自己負担額
理美容サービス	・利用者のご希望により、理美容の出張による理美容サービスをご利用頂けます	実費をご負担いただきます。
レクリエーション クラブ活動	・利用者ご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。	内容により、利用者同意のもと材料代等の実費を頂くこともあります。
日常生活品の 購入代行	・衣服、スリッパ、歯ブラシ等日用品の購入代行をさせていただきます。	実費をご負担いただきます。
特別食	・イベント食、行事食、寿司-パーティーなどメニューを変えて提供します。	実費をご負担いただきます。
金銭管理 所持品の管理	・自らの手による金銭などの管理が困難な場合は、お預かり管理いたします。 ・銀行通帳、銀行印等の保管サービスのほか、公共料金等の支払等代行サービスを行います。 ・預かり金に関する帳票類は翌月にご送付いたします。 ・ご利用されるか否かは任意です。 ・ご利用される場合には別途ご契約が必要です。	別途契約書のとおり、費用をご負担いただきます。